

第674回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成26年 5月 13日（火） 12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

【議題】

- （1）「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について
業務部 元起 管理課長
- （2）ジェル等の化学工業調製品等を封入した物品の分類について
業務部 古賀 首席関税鑑査官
- （3）横浜税関資料展示室見学のご案内について
総務部 広報広聴室 平井 課長補佐
- （4）輸出入申告に係る許可後の添付書類等の取扱いについて
業務部 内山統括審査官 （通関総括第1部門）

4、その他・連絡事項等

- 通関関係書類の電磁的記録による提出に係るアンケート結果について
- 輸出入申告 24 時間化に関する要望事項について
- 大型 X 線検査装置による検査時間帯について
- 通関関係書類の電磁的記録による提出に係る処理要領の一部改正について
業務部 内山統括審査官 （通関総括第1部門）

- 修正申告情報の入力について
業務部 河田 収納課長

開催予定日 平成26年 6月 10日（火） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

2014年5月13日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部管理課

「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっております。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透やけん銃を使用した凶悪事件が発生しており、深刻な社会問題となっております。

このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸 110 番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成 26 年 5 月 7 日（水）～平成 26 年 5 月 31 日（土）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
情報提供サイト <http://www.customs.go.jp/quest/index.htm>
（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ
密輸 110 番 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1
メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



関係各位

ジェル等の化学工業調製品等を封入した物品の分類について

プラスチック製の袋状等の容器に冷却・温熱効果を有するジェル等の化学工業調製品等を封入したものを紡織用繊維製の側地の中に入れ又は結合した物品(以下、「ジェル製品」といいます。)については、次のとおり分類することとなりましたのでお知らせします。

1. 製品の概要

ジェル製品は、体温と詰物のジェルとの熱伝導を利用し、体に触れるとひんやり感が得られるもので、(冷却)ジェルパッド・ジェルマット・ジェルシート、クーリングシート、冷却座布団、冷却枕といったように省エネ製品として様々な名称で商品化されています。

2. 具体的分類

ジェル製品については、寝具類、衣類又は衣類附属品等(以下、「寝具類等」といいます。)、関税率表の品名欄に記載された物品であると認められる場合は、従来どおり、関税率表の解釈に関する通則(以下、「通則」といいます。)1を適用して各々の項に分類することとなりますが、通則1により分類することができない寝具類等以外の物品の場合は、次のとおり取り扱うこととなります。

(1) 見直し前

寝具類等以外のジェル製品は、通則3(b)を適用したうえで、当該物品に重要な特性を与えているのは紡織用繊維製の側地にあるとして、関税率表第63.07項(その他の紡織用繊維製品)に分類してきました。

(2) 見直し後

寝具類等以外のジェル製品は、基本的に、通則3(b)により冷却・温熱効果を有する詰物が重要な特性を与えているものとして、当該詰物の属する項に分類されることとなり、この場合、関税率表第38.24項又は第39.26項に分類される可能性があります。

ただし、次のイ又はロのような物品については、紡織用繊維製の側地が重要な特性を与えていると認められる可能性がありますのでご留意願います。

イ. 紡織用繊維製の側地を特殊なデザイン・形状にした物品

ロ. 紡織用繊維製の側地の表面積に比べ、詰物の冷却・温熱効果が及ぶ表面積が極端に小さいもの

(注)通則3(b): 混合物、異なる材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及び小売用のセットにした物品であって、(a)の規定により所属を決定することができないものは、この(b)の規定を適用することができる限り、当該物品に重要な特性を与えている材料又は構成要素から成るものとしてその所属を決定する。

3. 関連する税関手続き等

(1) 事前教示

過去において、税関に事前教示照会が行われたもので、今回、分類が変更となるものについては、税関(首席関税鑑査官)より変更のお知らせをしています。この際、税関が更正(減額)を行う場合がある旨も併せてお知らせしています。

(2) 同種貨物の通関

① 税関において補正の懲憑を行ったもの

過去に輸入された貨物で、今回、分類の変更となるものと同種の貨物を、輸入申告時に税関の指摘により、関税率表第63類に補正されたものについては、事情によって、

- ・平成23年12月1日以前に輸入許可
輸入許可日以降3年間
- ・平成23年12月2日以降に輸入許可
輸入許可日以降5年間

は税金の還付を受けられる場合がありますので、税関にご相談ください。その際には、輸入申告関係書類、税関の指摘により補正した事情がわかる資料、輸入された貨物、側地及びジェルの材料に関する資料の提出が必要となりますので、ご準備のうえご相談願います。

② 上記①以外のもの

過去に輸入された貨物で、今回、分類の変更となるものと同種の貨物を、当初から関税率表第63.07項で申告されたものであっても、事情によっては、平成23年12月2日以降に輸入許可がなされたものについては、輸入許可日以降5年間は税関に更正の請求を行うことにより税金の還付を受けられる場合がありますので、税関にご相談ください。

なお、更正の請求の際には、輸入申告関係書類、輸入された貨物、側地及びジェルの材料に関する資料の提出が必要となりますので、ご準備のうえご相談願います。

4. その他

今回の分類の見直しに関係するジェル製品には様々なものがあり、これらは関税率表第38類、39類又は63類のいずれかに分類される場合がありますので、今後同種の貨物について輸入申告の予定がある場合には、貨物サンプル並びに側地及びジェルの材料に関する資料をご準備の上、文書による事前教示照会を行って頂くようお願いいたします。

本件にかかる問合わせ先

<3. (2)について>	業務部通関総括第1部門	TEL 045-212-6150
<上記以外について>	業務部首席関税鑑査官	TEL 045-212-6156

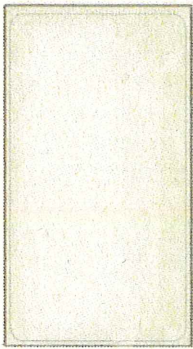
議題2 (参考資料)

【参考事例1】

- A. 紡織用繊維の編物製カバー 約30cm x 20cm
(単独提示 63.07項)
- B. プラスチックシート製容器に不凍ジェルを入れた冷却材
約27cm x 18cm 冷凍庫で冷やして使用



(A)



(B)

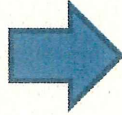
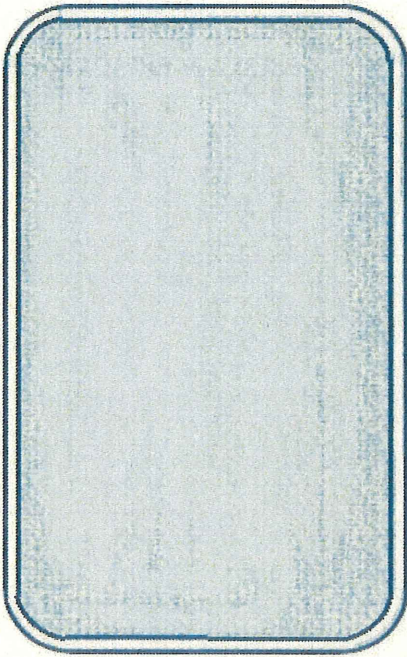
※AにBを収納し、枕等に載せて使用
(小売包装)



通則3(b) 重要な特性を与えているのは、Bの冷却材

【参考事例2】

- 冷却材: 吸水性ポリマーを基としたジェル
 - 側: プラスチックシートを裏張りした紡織用繊維織物製シート
約 40cm x 30cm のサイズに製造
- ※そのまま枕等に載せて使用



通則3(b) 重要な特性を与えているのは、内部の冷却材



通関業者の皆様へ

新入社員等への研修に、または、皆様のお子様の学習のために、「クイーンの塔」
として親しまれている横浜税関の資料展示室を利用してはいかがでしょうか？

横浜税関の資料展示室「クイーンのひろば」では、開港からの横浜港・横浜税関の歴史をつづるスクロール年表や貿易の変遷、麻薬やけん銃などの密輸の手口、知的財産を侵害した偽ブランド商品やワシントン条約に該当するはく製や標本等を、映像や実物展示により紹介しています。

資料展示室の団体見学も、下記のとおり実施しております。研修等には是非ご活用下さい。



資料展示室は
入場無料です。
団体見学も
もちろん無料です!!

税関イメージキャラクター
カスタム君

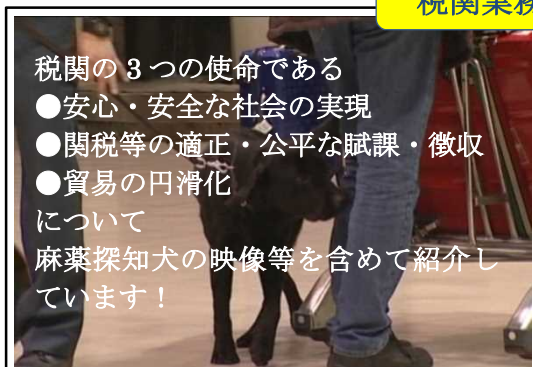
【横浜税関資料展示室（クイーンのひろば）の団体見学のご案内】

団体見学の内容	◎税関業務紹介ビデオの放映 ◎税関職員等による資料展示室内の案内・説明
見学所要時間	1 時間程度
見学時間帯	(1) 10 時～11 時 (2) 11 時～12 時 (3) 13 時～14 時 (4) 14 時～15 時 ※5 月～10 月は、(5) 15 時～16 時 の団体見学ができます
見学受入可能人数	1 団体 40 名まで (40 名以上の場合はご相談下さい。)
駐車場	駐車場はありません *恐れ入りますが近隣の駐車場をご利用下さい
アクセス	みなとみらい線「日本大通り駅」下車 徒歩 3 分 JR 京浜東北線・市営地下鉄「関内駅」下車 徒歩 15 分
その他	詳しい地図は横浜税関ホームページでご確認下さい。 横浜税関ホームページは [横浜税関] で検索！

※ 税関業務紹介ビデオ・資料展示室の概要及び団体見学の申し込み方法については裏面
をご覧ください。

税関業務紹介ビデオの概要

※どちらかを放映します。



日本の未来のために ～税関 その使命～



進め！名犬カスタム君 ～税関の仕事～

横浜税関資料展示室の概要



横浜港と横浜税関の歴史関係を展示



本物・偽物を見分けるクイズもあります



絶滅の危機にある野生動物の剥製等を展示



子供たちに人気の記念スタンプ

団体見学の申し込み方法

◎団体見学のお申し込みは見学日の3ヶ月前の初日から受け付けています。

※学校行事等で3ヶ月前より前に計画される場合は電話（045-212-6053）でご相談下さい。

◎メールで申し込まれる場合（メール宛先（アドレス）：yok-zeikan@customs.go.jp）

メール件名：「クイーンのひろば見学申込」

記載事項：学校名、所在地、担当者名、連絡先、希望見学日時、人数、見学目的

◎FAXで申し込まれる場合（「見学申込書」は横浜税関ホームページにも掲載しています。）

別添「見学申込書フォーム」に必要事項を記入し、FAX（045-212-5535）して下さい。



財務省 横浜税関 税関広報広聴室

〒231-8401 横浜市海岸通 1-1

TEL 045-212-6053 FAX 045-212-5535

輸出入申告に係る添付書類等の取扱いについて

1 概要

輸出入・港湾関連情報処理システムにより申告され、許可となった輸出入申告のうち、添付書類等の提出又は提示を要する申告の取扱いについて、許可官署以外の官署に対する提出又は提示を可能とする。

2 実施官署

横浜税関管轄内

3 開始日

平成 26 年 6 月 2 日

4 対象申告

許可となった輸出入申告のうち、原本を書面により提出又は提示する必要があるもの(審査区分欄の 1 桁目に識別コード『G、B、C、X』が表示されているもの)及び区分 1 で許可となった申告のうち、添付書類等の提出を要するもの(審査区分欄の 3 桁目に識別コード『Y』が表示されているもの)を対象とします。

5 提出方法

添付書類等を許可官署毎に仕分けし、別紙様式『添付書類等の提出・提示表(以下『提出表』という。)]を添付のうえ、以下の通関部門に提出してください。

なお、提出表の添付及び当該提出表の記載内容と提出又は提示する添付書類等の対査確認を履行していただくよう留意願います。

(1) 許可官署以外の官署に提出する場合

本関(通関総括第 2 部門)、本牧埠頭出張所(通関総括第 2 部門)、山下埠頭出張所(通関第 1 部門)、大黒埠頭出張所(通関総括第 1 部門)、東扇島出張所(通関総括部門)、船橋市川出張所(通関第 2 部門)、その他(通関担当部門)に提出してください。

(2) 許可官署に提出する場合

許可を受けた通関部門に提出してください。

なお、許可を受けた通関部門に提出する場合には、提出表は部門毎に作成していただくことになります。

6 返却書類の取扱いについて

返却書類については、提出先の官署で処理したうえで返却しますが、提出先の官署における処理が困難な場合(例えば、関税暫定措置法第 8 条に係る附属書の裏落しや減免税関係書類で交付を要する書類等)は、許可官署において処理することになりますので留意願います。

7 その他

この件に関する問い合わせは、業務部通関総括第 1 部門(045-212-6150)までお願いします。

通関関係書類の電磁的記録による提出に係るアンケート結果について
(お知らせ)

財務省関税局・税関においては、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進に取り組んでおります。

更なる利便性の向上策を検討することを目的として、本年1月27日～2月7日にかけて、通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出に係るアンケート調査を行いましたので、その結果についてお知らせいたします。

寄せられたご意見については、関税局・税関において対応の可否を検討したうえで、対応可能なものから、順次、実施することとしております。

アンケート調査へのご協力ありがとうございました。

【アンケート調査の概要】

1. 調査期間 平成26年1月27日(月)～2月7日(金)
2. 調査対象 全国の通関業者(税関よりアンケート用紙を配付)
3. 回答者数 1,005者(回収率約50%)

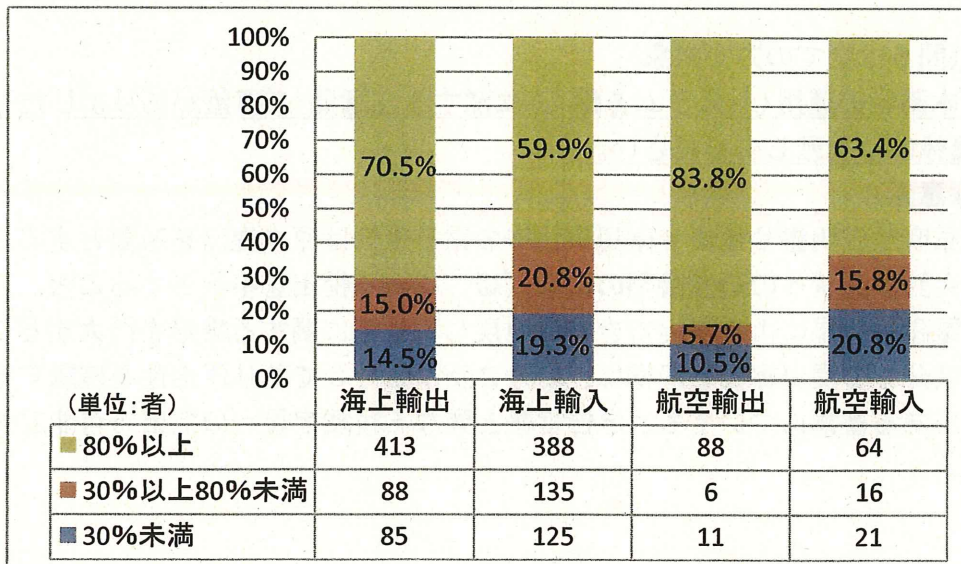
【アンケート調査の結果概要】

問1 NACCSの申告添付登録(MSX)業務を利用したことがありますか。

	利用したことがある	利用したことがない
回答者数	814者	191者
割合	81%	19%

問2 (問1で「ある」と答えた方が対象)

本年1月以降、申告添付登録(MSX)業務を利用した申告の割合は、区分2及び3となった申告のうちどの程度ですか。



(2) 本制度のシステム(運用を除く)に関するご意見・ご要望がありましたら、具体的に記載してください。

(主な意見)

- 添付ファイルの容量制限(3MB、500KB)を緩和すること。
- 審査の開始状況や審査担当者をNACCSで確認できるようにすること。
- 申告控等に原本提出が必要な旨を表示させること。
- 修正申告の事項登録の際に提出する関係書類についてもMSX業務による提出を可能とすること。

問7(問7は全ての方が対象)

その他通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を推進するために取り組むべき問題点等についてご意見がありましたら、具体的に記載してください。

(主な意見)

- 関税割当や減免税などの残数管理(裏落し)をシステムで行えるようにすること。
- 電子インボイス業務の輸出入者への利用を促進すること。
- 平成29年度の次期NACCS稼働後においても、書面及び電磁的記録による提出のいずれかを選択できるようにすること。
- CY及びCFSに関連する手続きの電子化率を向上させること。